

平成28年10月4日

保護者様

京都市立下鳥羽小学校  
校長 山田 俊夫

## 台風に対する非常措置についてのお知らせ（再）

先日、保存版としまして、台風に対する非常措置についてのお知らせを家庭数でお配りさせていただきました。台風により京都市（「京都南部」又は「京都・亀岡」）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

さて、今回の台風18号情報によりますと、今晚から明日にかけて近畿地方の通過が予想されます。また、児童の在校中に暴風警報が発令されることも考えられます。今一度、下校時の対応につきましてご確認をさせていただきますようよろしくお願いいたします。

### 京都市に『暴風警報』発令の場合

- 登校前に発令された場合・・・「暴風警報」が解除されるまで自宅待機
- 「暴風警報」が解除された場合
  - 1 午前7時までに解除になった場合・・・平常授業 <給食あり>
  - 2 午前9時までに解除になった場合・・・3校時（10：45～）から始業  
<給食あり>
  - 3 午前11時までに解除になった場合・・・5校時（13：55～）から始業  
<給食は中止>
  - 4 午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業

### ■ 在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。つきましては、年度当初、緊急事態対応表に書いていただいておりますが、明日（5日）の在校中に「暴風警報」が発令された場合の対応を再確認させていただきます。①②のいずれかに○印をつけていただき、明日、担任までお願いします。

「学校で待機させる」というご家庭は、学校から連絡をしますので、連絡がとれるようにしておいてください。

■ 「特別警報」につきましては裏面をご参照ください。

-----切り取り線-----

台風18号接近に伴う非常措置について

平成28年10月5日

年 組 名前（ ）

- （ ） ①集団下校で自宅に下校する。
- （ ） ②学校に待機させる。（学校に迎えに来ていただくこととなります。）

②の場合に出迎え可能な保護者、または保護者が委託される方

	引取り者指名	続柄	緊急連絡先
1			
2			
3			

**「京都府南部地方」もしくは「京都・亀岡地域」 に**

**「特別警報」または「暴風警報」が発令された場合**

「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、  
このような措置を取ります。

それ以外の警報（大雨警報・洪水警報など）が発令されても、登下校に支障がない限り授業を行います。

※「大雨警報」のみ発令された場合は、いつも通り集団登校します。

## 1 「特別警報」が発令された場合

### ① 「特別警報」が登校前に発令された場合

1 解除されるまでは登校を見合わせ、命を守る行動をとることを優先し、自宅待機させてください。

2 解除された場合

(1) 午前0時までに解除になった場合・・・5校時（午後1時55分）から始業（給食は中止）  
午後1時00分に集団登校集合場所に集まり集団登校。

(2) 午前0時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業

例：9月5日に「特別警報」が発令された場合・・・5日は臨時休業となります。特別警報が9月6日午前0時までに解除されたら、6日午後1時00分に集団登校の集合場所に集まり集団登校します。  
9月5日に続き、9月6日午前0時現在「特別警報」発令中の場合、6日も臨時休業となります。

### ② 「特別警報」が登校後に発令された場合

下校の安全が確認できるまで全員学校待機とします。その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、「家庭環境調査票」の『緊急時の下校』の対応をふまえて、帰宅させるかどうかを決定します。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校待機とします。